防 衛 省 仕 様 書 改 正 票

D S P
D 0001I(2)

制定 昭和 52. 3.30
改正 平成 27. 8.28

1/2 tトラック

（TRUCK, UTILITY）

この改正票は，ＤＳＰ　Ｄ　０００１Ｉ（1/2 tトラック）についてのものであり，ＤＳＰ　Ｄ　０００１Ｉ（１）を含め，累積記載されている。この改正票は，ＤＳＰ　Ｄ　０００１Ｉと併用される。

1.3 **表１** を次のように改める。

表１－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
1/2 tトラック	2320－283－2264－5

1.4 a) **規格** 中

“ＪＩＳ　Ｄ　１０１１　自動車スピードメーター―校正方法”を

“ＪＩＳ　Ｄ　１０１１　自動車部品―スピードメーター―校正方法”に改める。

2.5.1 a) 2) を次のように改める。

2) 最大出力　約92 kW／3 500 min^{-1}（ネット）

5.2 **表９―予備部品** 中

“

名称		数量	注記
電球	制動灯・尾灯	1	24 V 21／5 W

”

を

“

名称		数量	注記
電球	制動灯・尾灯	1	24 V 21 W／5 W

”

に改める。

2.

D 0001l(2)

A1.3 表A. 1 を次のように改める。

表A. 1−製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
½tトラック(警務用)	2320−283−2265−5

B1.3 表B. 1 を次のように改める。

表B. 1−製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号	積載物[a)]
½t溶接車	2320−280−0125−5	発電溶接機[b)]
注[a)] 積載物は，車両調達時には，積載されていない。 [b)] 発電溶接機の製品に関する要求は，附属書Cを標準とし，個別仕様書に規定する。		

防 衛 省 仕 様 書

½ t トラック

（TRUCK, UTILITY）

ＤＳＰ
Ｄ　０００１Ｉ
制定　昭和52．3．30
改正　平成24．7．31

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，指揮連絡，偵察警戒，通信，救護などの多目的に使用するボンネット形総輪駆動の½tトラック（以下，トラックという。）について規定する。

注記　½tトラックは，この仕様書の本体で規定し，½tトラック（警務用）及び½t溶接車は，この仕様書の**附属書Ａ**及び**附属書Ｂ**にそれぞれ規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，**ＪＩＳ　Ｄ　０１０１**及び**ＪＩＳ　Ｄ　０１０２**による。

1.2.1

空車状態

空車状態とは，トラックに燃料，潤滑油，冷却水などを全量搭載し，携行工具，附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし，タイヤチェーン，燃料携行缶，洋形おの及びショベルは，含まないものとする。

1.2.2

標準状態

標準状態とは，空車状態のトラックに操縦手1名（80 kg），助手1名（80 kg）及び乗車者4名（320 kg）が，乗車した状態をいう。

1.2.3

標準積載状態

標準積載状態とは，空車状態のトラックに操縦手1名（80 kg），助手1名（80 kg）及び正規積載質量440 kgの荷物を均等に積載した状態をいう。

1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，**表１**による。

表１－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
½tトラック	――――――――――

1.4　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**規格**

ＪＩＳ　Ａ　８９０２　ショベル及びスコップ
ＪＩＳ　Ｂ　４６０４　モンキレンチ
ＪＩＳ　Ｂ　４６０９　ねじ回しードすりわり付きねじ用
ＪＩＳ　Ｂ　４６１４　コンビネーションプライヤ
ＪＩＳ　Ｂ　４６３０　スパナ
ＪＩＳ　Ｂ　４６３３　十字ねじ回し

2

D 0001I

ＪＩＳ　Ｃ　４０３４－５	回転電気機械－第5部:外被構造による保護方式の分類
ＪＩＳ　Ｄ　０１０１	自動車の種類に関する用語
ＪＩＳ　Ｄ　０１０２	自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能
ＪＩＳ　Ｄ　１０１１	自動車スピードメーター校正方法
ＪＩＳ　Ｄ　１０１２	自動車－燃料消費試験方法
ＪＩＳ　Ｄ　１０１４	自動車加速試験方法
ＪＩＳ　Ｄ　１０１５	自動車－惰行試験方法
ＪＩＳ　Ｄ　１０１６	自動車最高速度試験方法
ＪＩＳ　Ｄ　１０１７	自動車－急坂路試験方法
ＪＩＳ　Ｄ　１０１８	自動車長坂路試験方法
ＪＩＳ　Ｄ　１０２２	自動車運行試験方法
ＪＩＳ　Ｄ　４１０２	空気入りタイヤ用ホイール及びリム－種類・呼び・表示
ＪＩＳ　Ｄ　４２１１	自動車用タイヤバルブコア
ＪＩＳ　Ｄ　４６０４	自動車部品－シートベルト
ＪＩＳ　Ｄ　５３０１	始動用鉛蓄電池
ＪＩＳ　Ｄ　６６０６	トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング
ＪＩＳ　Ｄ　８１０１	自動車用油圧式携行ジャッキ
ＪＩＳ　Ｄ　８２０１	自動車用タイヤゲージ
ＪＩＳ　Ｋ　５５７２	フタル酸樹脂エナメル
ＪＩＳ　Ｋ　５６５１	アミノアルキド樹脂塗料
ＪＩＳ　Ｒ　３２１１	自動車用安全ガラス
ＮＤＳ　Ｚ　８０１１	角形銘板
ＮＤＳ　Ｚ　８２０１	標準色
ＪＡＴＭＡ　ＹＥＡＲ　ＢＯＯＫ	日本自動車タイヤ協会規格

b)　**仕様書**

ＤＳＰ　Ｌ　４７６８	帆布
ＤＳＰ　Ｚ　１００５	燃料携行缶

c)　**法令等**

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

2　製品に関する要求

2.1　一般的要求事項

このトラックは，自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，訓令という。）に適合するものとする。

2.2　部品・付加材等・工具類の互換性

官側で保有する部品，付加材等及び工具類の使用に，極力互換性があるものとする。

2.3　構成

構成は，次による。

a)　機関

b)　動力伝達装置及び走行装置

c)　ブレーキ装置

d) 懸架装置

e) かじ取り装置

f) フレーム

g) 車体

h) 灯火類

i) 附属装置など

2.4 ねじ部品類

ねじ部品類は，日本工業規格に規定されたもの，又は同等品を使用するものとする。

2.5 構造・形状・寸法・質量

2.5.1 構造

構造は，次による。

a) 機関は，次によるほか，後処理装置を設けないものとする。

1) 種類・形式　4サイクル水冷ディーゼル機関

2) 最大出力　約85 kW／3 500 min^{-1}（ネット）

3) 最大トルク　約295 N・m／2 000 min^{-1}（ネット）

4) 充電発電機　交流式　24 V－50 A

5) 始動電動機　ピニオンシフト式　24 V－3.2 kW

6) 燃料タンク　容量　約60 L

7) 始動用鉛蓄電池　**ＪＩＳ　Ｄ　５３０１**の80D26R又は同等品　2個

b) 動力伝達装置及び走行装置は，次による。

1) 駆動方式は，パートタイム4WDとする。

2) 主変速機は，自動式とし，変速段は，前進4段後進1段とする。

3) 副変速機は，はすば歯車のシンクロメッシュ式常時かみ合い方式とし，高速走行状態において2輪駆動及び4輪駆動に切替えができ，停車状態で高速及び低速に切替えができる構造とする。

4) 減速機は，減速比が4．900のものとするほか，次による。

4.1) 前車軸は，独立懸架等速ジョイント式とする。

4.2) 後車軸は，半浮動式とし，差動外箱はキャリア形とする。

5) タイヤは，**ＪＡＴＭＡ　ＹＥＡＲ　ＢＯＯＫ**の215／85R18LT，チューブレスで，トレッドパターンは，M&Sのものを4本取り付けるものとする。

なお，ホイールは，**ＪＩＳ　Ｄ　４１０２**による呼びが18×6JJ，6本ボルト取付用とする。

c) ブレーキ装置は，次による。

1) 常用ブレーキは，マスタシリンダ及び真空倍力装置付きの油圧式4輪作動形とする。

2) 駐車ブレーキは，後輪制御式の内拡式ドラムブレーキとする。

d) 懸架装置は，前部をダブルウイッシュボーン・トーションバースプリング式独立懸架とし，後部を縦置き半だ円板ばね式車軸懸架とする。

なお，ショックアブソーバには，筒形油圧複動式を用いるものとする。

e) かじ取り装置は，次による。

1) ハンドルの位置は右側とし，ステアリングロック付きとする。

2) 歯車形式は，チルト機構を有するパワーステアリング装置付きのボールスクリュー式とする。

f) フレームは，箱形断面のはしご形とする。

g) 車体は，次による。

1) 前窓は，前倒しが可能な構造とする。

2) 乗車定員は，6名とし，座席は，**表２**による。

表２－座席

部位	規定
第1列座席	座席を前後に調整（前後位置メモリ機構付き）でき，背当ての角度が調整（背当て角度メモリ機構付き）できるものとする。また，助手席には，ウォークイン機構を備えるものとする。 座席ベルト[a)]は，第2種ELR付きとし，ロールバー無し車両は，第1種ELR付きとする。
第2列座席	セパレート式で背当てを前側に折り畳むことができ，背当ての角度が調整できるものとし，また，座席を前側に倒すことができるものとする。 座席ベルト[a)]は，第2種ELR付きとし，ロールバー無し車両は，第1種巻取装置なしとする。
第3列座席	一人掛対向式とする。 なお，座席は，座面，背当てとも折り畳み式とする。
注[a)] **ＪＩＳ Ｄ ４６０４**の自動車部品－シートベルト	

3) 前窓及び側面ドアに使用するガラスは，**表３**による。

表３－ガラスの種類

部位	規定
前窓	**ＪＩＳ Ｒ ３２１１**の合わせガラスA
側面ドア	**ＪＩＳ Ｒ ３２１１**の強化ガラス

4) ワイパは，ワイパブレード2個を取り付けた3モード（高速，低速及び間欠）の電動リンク式とする。

5) 側面ドアは，鋼製（ドアロック付き）とし，窓枠の取り外しができる構造とする。また，後部ドアは，上部はほろ（幌）製で，鋼製のほろ骨，ビニール板の窓付きとし，下部は鋼製（ドアロック付き）で右の外側に開く構造とする。

なお，左右ドア開口部付近に泥落としを取り付けるものとする。

6) 計器盤には，速度計，回転計，燃料計，水温計，電流計などの計器を設けるとともに，操縦手が容易に確認できる有効な照明装置，キー付きグローブボックス及びマップランプを備えるものとする。また，操縦手が容易に確認できる車輪駆動状態のインジケータランプ，アッパービームのインジケータランプ，シートベルトウォーニングランプ，ウォータセパレータウォーニングランプ，エンジンウォーニングランプ及びフューエルウォーニングランプを取り付けるものとする。

7) 空調装置（エアコン）を取り付けるものとし，容量は，操縦室に適合した容量とする。

なお，リヤ別体暖房機を取り付ける場合は，調達要領指定書によって指定する。

8) 消火器の取付具を，操縦室内の適宜の位置に取り付けるものとする。

9) 非常信号灯の取付具を，操縦手席付近に取り付けるものとする。

10) 車両用ラジオを取り付けるものとする。

11) 操縦手席及び助手席用のサンバイザを取り付けるものとし，操縦手席用は，カードホルダ付きとする。

12) 灰皿を左右ドアの前方に取り付けるものとする。

13) 握り棒を，助手席の右側と前方に取り付けるものとする。

14) 2極丸形コネクタ用コンセントを，助手席の付近に設けるものとする。また，荷室付近に，電源用ソケットを設けるものとする。

15) ほろ骨は，黒色に塗装した鋼管製とし，取り外し及び車載ができるものとする。

16) 車両用ほろの生地は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ビニロン・ポリエステル交織帆布10号[1)]（OD色）とし，一部二

重構造とする。また，後方2箇所の窓の取り外しができる構造のものとする。

注[1] **ＤＳＰ　Ｌ　４７６８**のビニロン・ポリエステル交織帆布10号

17) 車体内に車体色のロールバーを取り付けるものとする。

なお，ロールバーを取り付けない場合は，調達要領指定書によって指定する。

18) 工具収納袋及び三角表示板の収納場所を車内に設けるものとし，タイヤチェーン収納箱を荷室内に設けるものとする。

19) 自動車検査証，取扱説明書，予備部品等の収納箱を助手席下部に設けるものとする。

20) 前窓部付近に，乗降用のグリップを取り付けるものとする。

21) 調達要領指定書によって指定する場合を除き，無線機用ターミナルボックスを荷室に取り付けるものとする。

22) 無線機架台用台座を第2列座席部及び第3列座席部に取り付けられる構造とする。

なお，無線機架台用台座の取付けは，調達要領指定書によって指定する。

23) 室内灯を前窓部付近に，荷室灯を荷室付近に設けるものとする。

24) 荷室には，荷物固定用フックを取り付けるものとする。

25) 車体各部に偽装網固定用フックを取り付けるものとする。

26) ロールバーは，官側の改造によって，機関銃の車載銃架が取り付けできるものとする。

h) 灯火類は，**表４**による。

なお，灯火類に使用する電球については，日本工業規格に規定されたもの又は同等品を使用する。

表４－灯火類

名称		規定	数量
霧灯		24 V 35 W	2
管制用	運転灯	24 V 25 W	1
	制動灯・尾灯	24 V 5 W又は6 W	各2
	車幅灯		2
室内灯		24 V 10 W	1
荷物室灯			1

i) 附属装置などは，次による。

1) 予備タイヤ1本を収納できる取付具を取り付けるものとする。

2) 燃料携行缶[2]1個を収納できる取付具をトラック後部の左側に取り付けるものとする。

注[2] **ＤＳＰ　Ｚ　１００５**の燃料携行缶

3) 自動車番号標を，トラックの前部及び後部に取り付けるものとする。

4) 洋形おの[3]の取付具を車体後部の右側に，ショベル[4]の取付具を車体後部左側に取り付けるものとする。

注[3] 洋形おの，頭部重量約1．８ kg，頭部寸法約130 ㎜(刃先)×170 ㎜，柄の長さ約900 ㎜

[4] **ＪＩＳ　Ａ　８９０２**のショベル，丸形2番

5) 調達要領指定書によって指定する場合を除き，小銃保持具を第1列座席付近に2個取り付けるものとする。

6) けん引装置の構造は，次による。

6.1) ピントルフックは，トラックの後端に取り付けるものとし，$\frac{1}{4}$tトレーラーのけん(牽)引ができる構造とする。また，フレーム前部にけん引・回収などに使用するフックを2個設けるものとする。

6.2) 7極電線カップリングのソケット[5]をトラックの後端に取り付けるものとする。

注[5] **ＪＩＳ　Ｄ　６６０６**の7TS－1

7) 無線機アンテナを取り付けるためのアンテナ用台座のブラケットを，車体の後部左右に取り付けるものとする。

なお，車体前部へアンテナ用台座のブラケットを取り付ける場合及びアンテナ用台座のブラケットを付けない場合は，調達要領指定書によって指定する。

8) アンダープロテクタを車体下面に取り付けるものとする。

9) 取り外し可能なコーナーポールを車体の前部左側に取り付けるものとする。

10) 調達要領指定書によって指定する場合を除き，中型輸送機による空輸及び大型ヘリコプタによる懸ちょう(吊)空輸が可能な構造とする。

2.5.2 形状・寸法

形状及び寸法は，**付図１**を標準とする。

2.5.3 質量

質量は，**表５**を標準とする。ただし，ロールバー，リヤ別体暖房機，無線機架台用台座及び無線機アンテナ用台座の質量は，除くものとする。

表５－質量 **単位** kg

区分		規定
空車質量		1 910
空車状態の配分質量	前	990
	後	920
標準状態の質量		2 390
標準積載状態の質量		2 510

2.6 外観・性能・機能

2.6.1 外観

外観は，次による。

a) 有害なきず，割れ，まくれその他の欠陥があってはならない。

b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.6.2 性能・機能

性能及び機能は，**付表１**の試験方法によって試験したとき，**表6**による。

表６－性能・機能

項目		規定
最大安定傾斜角		右側及び左側に43度未満の傾きで，転覆してはならない。
走行性能	運行性能	異常があってはならない。
	最小回転(旋回)半径	5．8 m以下とする。
	渡渉能力	水位80 cmでの走行が可能とする。
	速度計目盛り調べ	訓令の規定に適合するものとする。
	燃料消費率	最高速度段で60 km／hのとき，10 km／L以上とする。
	ブレーキ装置性能	訓令の規定に適合するものとする。
	加速能力	発進加速200 mで16秒以下とする。
	惰行能力	異常があってはならない。
	最高速度	100 km／h以上とする。
	登坂能力	58 %(tan)こう(勾)配の登坂が可能とする。
	最低速度	異状があってはならない。
走行性能	騒音	訓令の規定に適合するものとする。
	排気	
機能		異常があってはならない。

2.7 塗装

塗装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，十分な防せい(錆)処理を行った後に，次の方法で上塗りを行うものとする。

a) 車体外部は，次のいずれかによって塗装するものとし，塗色については，**ＮＤＳ　Ｚ　８２０１**の色番号2314(OD色7．5Y3／1)とする。

1) **ＪＩＳ　Ｋ　５５７２**の2種又は同等品

2) **ＪＩＳ　Ｋ　５６５１**の2種2号又は同等品

b) シャシ(機関，排気管及び消音器を除き,バンパ及びディスクホィールを含む。)は，黒色とし，契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。

c) 機関，排気管，消音器は，契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。

d) 第1列座席付近の床面は，滑り止め処理を施すものとする。

2.8 製品の表示

製品の表示は，次による。

a) 1種銘板[6)]を操縦室内の見やすい位置に取り付けるものとする。

注[6)] **ＮＤＳ　Ｚ　８０１１**の角形銘板

b) 3種銘板[6)]を，注意を要する箇所に取り付けるものとする。

2.9 標識

標識は，訓令に基づく調達要求元の標識を表示するものとする。

3 品質保証

3.1 検査

検査は，**付表1**による。

3.2 保証範囲

官側において，2.2 の付加材等を取り付けて運用したことに起因する不具合については，品質保証の範囲外とする。

4 出荷条件

出荷条件は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5 その他の指示

5.1 補給・整備性の向上

契約の相手方は，納入後のかしを含む不具合に対応するため，納地に対しての体制を確保できるものとする。

5.2 携行工具・附属品・予備部品

携行工具，附属品及び予備部品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表７～表９**による。

表７－携行工具

名称		数量	注記
ねじ回し	8×150	1	**ＪＩＳ　Ｂ　４６０９**のねじ回し　貫通形　強力級
十字ねじ回し		1	**ＪＩＳ　Ｂ　４６３３**の十字ねじ回し　H形　2番　普通形又は同等品

表７－携行工具(続き)

名称		数量	注記
モンキレンチ		1	ＪＩＳ　Ｂ　４６０４のモンキレンチ 全鍛造品 強力級 250 ㎜又は同等品
スパナ	10×12	1	ＪＩＳ　Ｂ　４６３０のやり形両口スパナ又は同等品
	14×17	1	
ラチェットレンチ	10×12×13×14	1	―――
タイヤゲージ		1	ＪＩＳ　Ｄ　８２０１のタイヤゲージ 低圧用又は同等品
プライヤ		1	ＪＩＳ　Ｂ　４６１４のコンビネーションプライヤ 200 ㎜
ホイールナットレンチ		1	―――
工具袋		1	
油圧式携行ジャッキ		1	ＪＩＳ　Ｄ　８１０１の自動車用油圧式(携行)普通形ジャッキ ５ｔ

表８－附属品

名称	数量	注記
消火器	1	粉末消火器・ABC・1．0 kg・加圧式・自動車用(消防法の規格適合品)とする。ただし，包装は，除くものとする。
非常信号灯	1	国土交通省保安基準適合品，乾電池式(単3アルカリ乾電池)，懐中電灯兼用式，ミニチュアバルブ(2．5 V以上，0．3 A)，肩掛けフック付き
予備タイヤ	1	ホイール付き
始動用キー	2	―――
無線機架台用台座	1	第2列座席用
	1	第3列座席用
アンテナ用台座	2	車体前部左右取付用
ベルト	2	荷物固定用

表９－予備部品

名称		数量	注記
バルブコア		3	ＪＩＳ　Ｄ　４２１１のバルブコアB形
バルブキャップ		1	―――
電球	制動灯・尾灯	1	24 V 21／5 W
	方向指示器	1	24 V 25 W
	補助尾灯	1	24 V 12 W
	番号灯	1	24 V 5 W又は6 W
	車幅灯	1	24 V 5 W又は6 W
	霧灯	1	24 V 35 W
	室内灯・荷室灯	1	24 V 10 W

表９－予備部品(続き)

名称	数量	注記
スローブローヒューズ	1	20 A
	1	30 A
	1	40 A
	1	60 A
ヒューズ	1	5 A
	1	10 A
	1	15 A
収納箱	1	上記部品を収納できるものとする。

5.3 承認用図面

契約の相手方は，製造に先立ち，承認用図面を提出し，契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお，提出部数は，3部とする。

5.4 申請書類

契約の相手方は，訓令に基づく適用除外の申請のため，次の書類各4部を契約後速やかに契約担当官等を経由の上，調達要求元に提出するものとする。ただし，契約担当官等が認めた場合は，一部又は全部を省略することができる。

a) 主要諸元表

b) 外観三面図又は外観四面図

c) 原動機性能曲線図

d) 走行性能曲線図

e) 主要部強度計算書

5.5 納入書類

5.5.1 添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，トラック1両ごとに取扱説明書1部とする。

5.5.2 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表１０**による。

表１０－提出書類

名称	時期	数量	提出先	注記
取扱説明書	納入時	1	調達要求元	――――――――――
完成品写真		1組		キャビネ版四面(前後左右)

付表１－$\frac{1}{2}$ｔトラックの検査項目，試験方法及び判定基準

検査項目			試験方法	判定基準
ねじ部品類			――――――――――	2.4による。
構造			――――――――――	2.5.1による。
形状			目視による。	2.5.2による。
寸法・質量			空車状態で，トラックの全長，全幅，全高，軸距，輪距(前後)，最低地上高，荷台及び操縦室の寸法並びに車両質量について，計測器を使用して計測する。	2.5.2及び2.5.3による。
外観			目視による。	2.6.1による。
最大安定傾斜角			空車状態で，トラックを傾斜台に乗せ，トラックを右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。 なお，同一名称及び同一型式として，官側の完成検査を合格している場合は，省略することができるものとする。	2.6.2による。
走行性能	運行性能		**ＪＩＳ　Ｄ　１０１８**及び**ＪＩＳ　Ｄ　１０２２**によって標準積載状態で200 km以上走行し，その間各装置の機能，作動，漏れ，亀裂，破損，異音，過熱などを調べる。 　なお，この試験には，起伏，凹凸のある場所を約10 km走行する不整地試験を含むものとする。	
	最小回転(旋回)半径		空車状態で，かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して，低速で回転(旋回)した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。	
	渡渉能力		標準積載状態で，河底堅硬な静水中を走行して調べる。 なお，同一名称及び同一型式として，官側の完成検査を合格している場合は，省略することができるものとする。	
	定地試験	速度計目盛り調べ	**ＪＩＳ　Ｄ　１０１１**による。	
		燃料消費率	**ＪＩＳ　Ｄ　１０１２**による。	
		ブレーキ装置性能	主制動装置の試験は，訓令に基づき実施する。ただし，走行試験の場合は，初速80 km／h にて停止距離を測定する。 駐車ブレーキは，標準積載状態で31 %勾配(tan の値)の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数をもつ路面で停止できることを確認する。 なお，同一名称及び同一型式として，官側の完成検査を合格している場合は，資料の提示にかえることができるものとする。	
		加速能力	**ＪＩＳ　Ｄ　１０１４**による。	
		惰行能力	**ＪＩＳ　Ｄ　１０１５**による。	
		最高速度	**ＪＩＳ　Ｄ　１０１６**による。	
		登坂能力	**ＪＩＳ　Ｄ　１０１７**による。	
		最低速度	標準積載状態で，舗装路面上を4 km／h以下の速度で10分間以上連続運行し，各部分の低速に対する作動状況，安定度などを調べる。	

付表１－$\frac{1}{2}$ t トラックの検査項目，試験方法及び判定基準(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
走行性能	定地試験	騒音	訓令の規定に適合していることを確認する。	2.6.2による。
		排気	訓令の規定に適合していることを確認する。 なお，同一名称及び同一型式として，官側の完成検査を合格している場合は，資料の提示にかえることができるものとする。	
機能			作動，漏れ，異音，過熱などを調べる。	
塗装			目視による。	2.7による。
製品の表示				2.8による。
標識				2.9による。

12

D 0001I

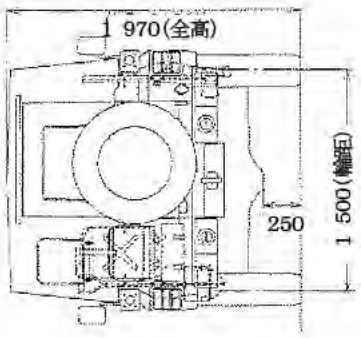

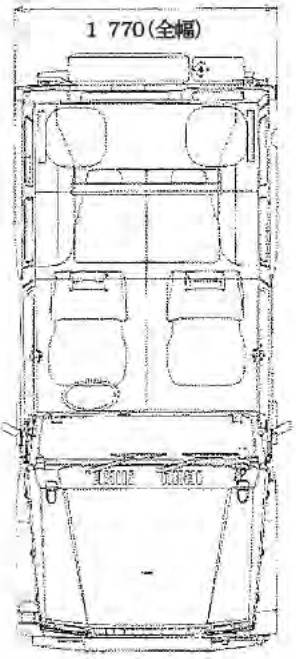

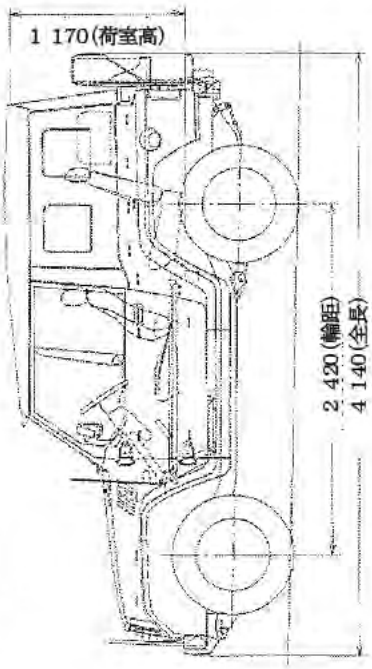

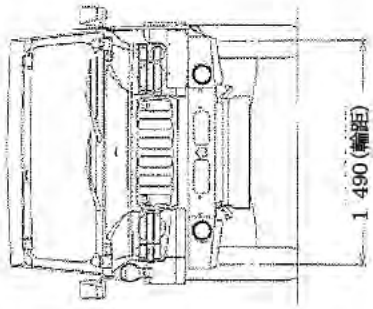

図番	付図1	名称	$\frac{1}{2}$ t トラック	尺度	—

防　　衛　　省

附属書A

（規定）

$\frac{1}{2}$ t トラック（警務用）

A.1 総則

A.1.1 適用範囲

この附属書は，警務業務に使用するボンネット型総輪駆動の$\frac{1}{2}$tトラック(警務用)（以下，トラックという。）について規定する。

A.1.2 用語及び定義

この附属書の用語及び定義は，本体の 1.2 による。

A.1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は， **表A． 1**による。

表A． 1－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
$\frac{1}{2}$tトラック(警務用)	――――――――

A.1.4 引用文書

この附属書の引用文書は，次によるほか，本体の1.4によるものとし， この附属書に規定する範囲内において，この附属書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ＪＩＳ Ｄ ５５０３ 自動車用特殊警告灯

ＮＤＳ Ｚ ８２０１ 標準色

A.2 製品に関する要求

A.2.1 一般的要求事項

このトラックは，訓令に適合するものとする。

A.2.2 構成

構成は，本体の 2.3 による。

A.2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は，本体の 2.4 による。

A.2.4 構造・形状・寸法・質量

A.2.4.1 構造

構造は，本体の 2.5.1 によるほか，次の緊急自動車用装置を設けるものとする。

a) 緊急自動車用装置は，電子式サイレンアンプ，マイクロホン，スピーカ，赤色警告灯[1)]及び丸形補助警告灯で構成され たもので，電子サイレンアンプによって各操作が行える構造のものとする。

注[1)]ＪＩＳ Ｄ ５５０３のＥ－２

b) 電子式サイレンアンプ及びマイクロホンは操縦室内前部の中央付近に各1個，赤色警告灯は室外天井部に1個，スピーカ は車両前部右側に1個，丸形補助警告灯はフロントグリル付近に2個取り付けるものとする。

A.2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は，**付図A． 1**を標準とする。

A.2.4.3　質量

質量は，本体の 2.5.3 による。ただし，緊急自動車用装置の質量は除くものとする。

A.2.5　外観・性能・機能

外観，性能及び機能は，本体の 2.6 による。

A.2.6　塗装

塗装は，車体外部（ディスクホイール及びスピーカを含む。）は，**ＮＤＳ　Ｚ　８２０１**の色番号1401（ごくうすい緑　5GY9／1）によって塗装するほか，本体の 2.7 による。また，ねじ部品及び緊急自動車用装置（スピーカを除く。）は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。

A.2.7　製品の表示

製品の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，本体の 2.8 による。

A.2.8　標識

標識は，本体の 2.9 による。

A.3　品質保証

品質保証は，本体の箇条 3 による。

A.4　出荷条件

出荷条件は，本体の箇条 4 による。

A.5　その他の指示

その他の指示は，本体の箇条 5 による。

単位 mm

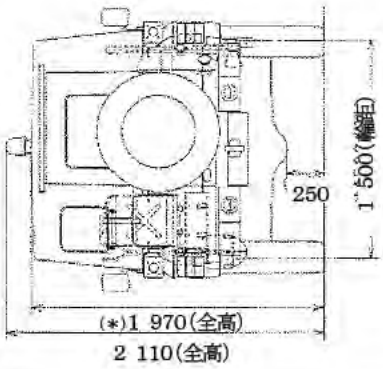

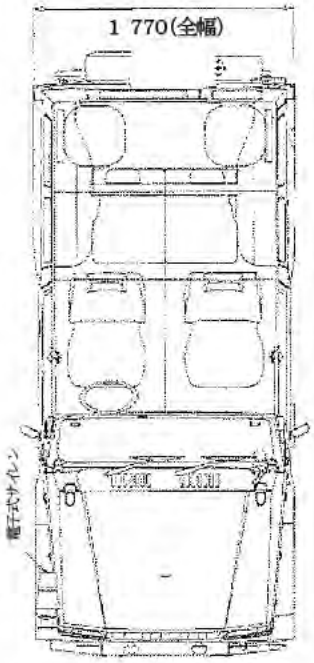

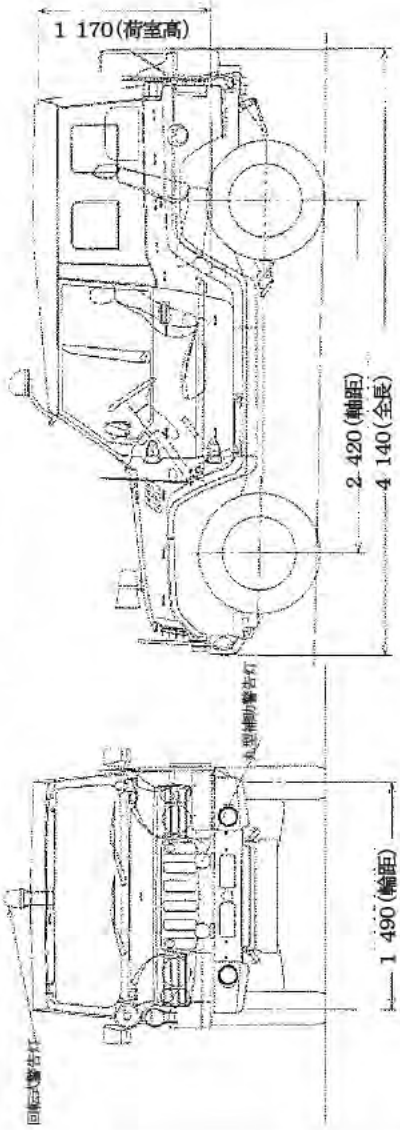

(*)は回転式警告灯なしの場合

図番	付図A. 1	名称	½ t トラック（警務用）	尺度	—

防　　衛　　省

附属書B

（規定）

$\frac{1}{2}$t溶接車

B.1　総則

B.1.1　適用範囲

この附属書は，各種装備品等の溶接及び溶断の整備作業に使用する，ボンネット形総輪駆動の$\frac{1}{2}$t溶接車（以下，トラックという。）について規定する。

B.1.2　用語及び定義

この附属書で用いる用語及び定義は，次によるほか，**ＪＩＳ　Ｄ　０１０１**及び**ＪＩＳ　Ｄ　０１０２**による。

B.1.2.1

空車状態

空車状態とは，トラックに燃料，潤滑油，冷却水などを全量搭載し，携行工具，附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし，タイヤチェーン，燃料携行缶，洋形おの及びショベルは，含まないものとする。

B.1.2.2

標準積載状態

標準積載状態とは，空車状態のトラックに操縦手1名（80 kg），助手1名（80 kg），操作手1名（80 kg）及び正規積載量(450 kg)の荷物などを積載した状態をいう。

B.1.3　製品の呼び方

製品の呼び方は，**表Ｂ．１**による。

表Ｂ．１－製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号	積載物[a)]
$\frac{1}{2}$t溶接車	――――――――	発電溶接機[b)]
注[a)]　積載物は，車両調達時には積載されていない。 [b)]　発電溶接機の製品に関する要求は，附属書Cを標準とし，個別仕様書に規定する。		

B.1.4　引用文書

この附属書の引用文書は，本体の1.4による。

B.2　製品に関する要求

B.2.1　一般的要求事項

このトラックは，訓令に適合するものとする。

B.2.2　構成

構成は，本体の2.3による。

B.2.3　ねじ部品類

ねじ部品類は，本体の2.4による。

B.2.4　構造・形状・寸法・質量

B.2.4.1 構造

構造は，次によるほか，本体の 2.5.1 による。

a) 乗車定員は，3名とし，座席の部位は，**表B． 2**による。

表B． 2－座席

部位	座席の構造
第1列座席	本体**表2**による。ただし，背当て裏面に鋼板を取り付けるものとする。
操作手座席	折り畳み式で取り外しができるものとし，左ホイールハウジング後方に設けるものとする。

b) 無線機架台用台座は，取り付けないものとする。

c) 三角表示板の収納場所及びタイヤチェーン収納箱は，設けないものとする。

d) ロールバーは，取り付けないものとする。

e) 荷物固定用フックは，設けないものとする。

f) 無線機用ターミナルボックス及び無線機のアンテナを取り付けるためのブラケットは，取り付けないものとする。

g) 大型ヘリコプターによる懸ちょう(吊)空輸装置は，取り付けないものとする。

h) 発電溶接機用の取付架台を，荷室の左側前方及び右側前方に設けるものとする。

i) 溶接用附属品及び溶接用予備部品収納箱の取付金具を，荷室床面に取り付けるものとする。

j) 鍛造溶接係用工具セットの取付金具を，助手席後方床面に取り付けるものとする。

B.2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は，**付図B． 1**を標準とする。

B.2.4.3 質量

質量は，**表B． 3**を標準とする。

表B． 3－質量 **単位** kg

区分		規定
空車質量		1 880
空車状態の配分質量	前	990
	後	890
標準積載状態の質量		2 570

B.2.5 外観・性能・機能

B.2.5.1 外観

外観は，本体の 2.6.1 による。

B.2.5.2 性能・機能

性能及び機能は，本体の 2.6.2 による。

B.2.6 塗装

車両の塗装は，本体の 2.7 による。

B.2.7 製品の表示

製品の表示は，本体の 2.8 による。

B.2.8 標識

標識は，本体の 2.9 による。

B.3　品質保証

検査は，本体の箇条 3 による。

B.4　出荷条件

出荷条件は，本体の箇条 4 による。

B.5　その他の指示

B.5.1　携行工具・附属品・予備部品

B.5.1.1　携行工具

携行工具は，本体の 5.2 による。

B.5.1.2　附属品

附属品は，無線機架台用台座・アンテナ用台座及び荷物固定ベルトを除くほか，本体の 5.2 による。

B.5.1.3　予備部品

予備部品は，本体の 5.2 による。

B.5.2　承認用図面

承認用図面は，本体の 5.3 による。

B.5.3　申請書類

申請書類は，本体の 5.4 による。

B.5.4　納入書類

納入書類は，本体の 5.5 による。

単位 mm

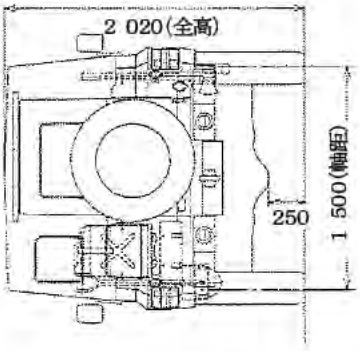

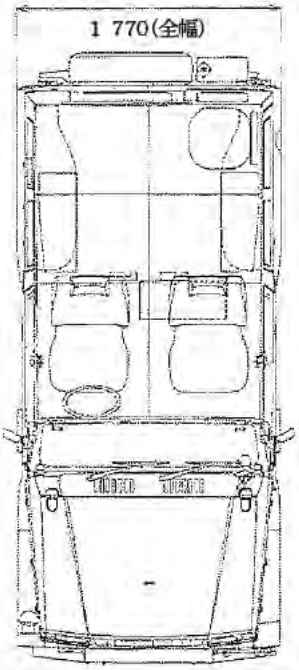

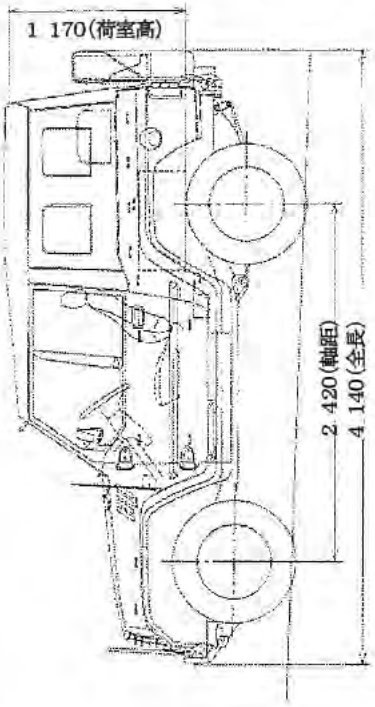

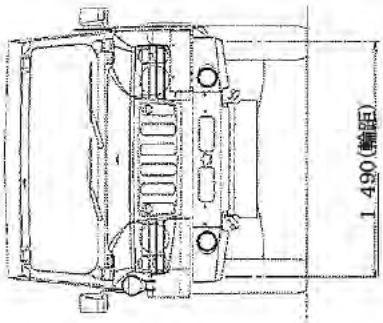

図番	付図B. 1	名称	$\frac{1}{2}$ t 溶接車	尺度	—

防　　衛　　省

附属書C

（参考）

発 電 溶 接 機

C.1 製品に関する要求

C.1.1 一般的要求事項

本機は，主として野外などにおいて溶接作業に使用する発動発電機付発電溶接機で，以下の要求事項に適合するものとする。

C.1.2 構成

構成は，**表C． 1**による。

表C． 1－構成

構成	数量
本体	1
附属品	1式
予備品	1式

C.1.3 構造・形状・寸法・質量

C.1.3.1 構造・形状

構造及び形状は，次によるほか，当該製造者の社内規格によるものとし，細部については，承認図面による。

a) 本機は，次による。

1) 防雨，防じん，防蝕及び防音性を考慮した構造であるものとする。

2) 駆動用エンジン，整流器式直流アーク溶接機，配電箱，ステンレス製ボンネットなどで構成され，共通架台に取り付けるものとする。

3) 移動は，クレーン等を用いるものとする。

4) 卸下して移動するためのキャスタを設け，これに移動防止補助具を設けるものとする。

b) 配電箱は，次による。

1) 防滴ステンレス製で前面に種々の計器類を配列し，エンジンの運転及び制御に必要な部品は機能的に配列して，一面操作ができるものとする。

2) 溶接出力の取出しは，溶接用端子で行い，補助電源は補助電源用コンセントから取り出すものとする。

3) 主要計器類及び装置は，**表C． 2**による。

表C． 2－主要計器類及び装置

主要計器類及び装置	数量
パネル照明灯	1
パネル照明灯用スイッチ	1
溶接出力コンセント	2
溶接電流調整器	1

表C. 2－主要計器類及び装置（続き）

主要計器類及び装置	数量
鉄・アルミ溶接切替えスイッチ	1
補助交流電源電圧計	1
直流電流計	1
補助電源用コンセント(15 A)	2
単相出力端子	2
積算時間計	1
エンジンスタータースイッチ	1
エンジン停止ボタン	1
スローダウン付きアイドリングスイッチ	1
予熱表示灯	1
水温上昇警告灯	1
油圧上昇警告灯	1
充電警告灯	1

4) ボンネットは，充分な剛性を持つステンレス製で，共通架台にボルトで締め付けをし，エンジン，溶接機，配電箱，燃料タンクなどを覆うものとする。

C.1.3.2 寸法・質量

寸法及び質量は，**表C. 3**による。

表C. 3－寸法・質量

寸法	全長	1 310 mm以下
	全幅	700 mm以下
	全高	1 050 mm以下
質量(本体)		330 kg以下

C.1.4 性能

主要諸元は，次によるほか，**付表C. 1**を標準とする。環境条件に対する性能は，当該製造者の社内規格によるものとし，細部については，承認図面による。

a) 騒音値は，本機から7 m離れた位置で70 db(Aレンジ)以下とする。

b) 国内のいかなる地域においても，容易に運転できるものとする。

C.1.5 機能

機能は次による。

a) 自動スローダウン装置及び本機に異常が発生した場合の非常停止装置を取り付けるものとする。

b) 本機は，スイッチの切替えで鉄及びアルミ溶接ができるものとする。

C.1.6 塗装

塗装及び塗色は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，外面(配電箱内部を含む。)などの露出部分は，OD色とし，その他の部分は，当該製造者の社内規格によるものとする。

C.1.7 製品の表示

製品の表示は，本体の見やすい位置に**NDS Z 8011**の1種銘板，2種銘板及び3種銘板を取り付けるものとし，細部について

は，承認図面による。

付表C．１－主要諸元

項目		規定
溶接機	形式	垂下特性型整流器付直流アーク溶接機
	励磁方式	ブラシレス自励式
	定格負荷電流	200 A
	定格負荷電圧	32 V以下
	定格回転数	3 600 rpm
	無負荷電圧	110 V
	定格使用率	50 %以上
	電流調整範囲	40 A～200 A
	保護方式	ＪＩＳ　Ｃ　４０３４－５の防滴型
補助電源	定格出力	3 kW
	相数	単相
	定格電圧	110 V
エンジン	形式	水冷4サイクル，ディーゼル
	始動方式	セルモータ
	始動用鉛蓄電池	ＪＩＳ　Ｄ　５３０１の46B24R
	タンク容量	20 L